

## 公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年6月25日

大館市長 福原 淳嗣

## 記

## 1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班／小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の終期	備考
集 R2-71	大館市岩瀬字杉子沢 1 番地 140	59／34	山林	0.04	2041.3.31	
集 R2-72	大館市岩瀬字伊勢堂下 35 番地	59／10		0.09		
	大館市岩瀬字杉子沢 1 番地 39	59／104		0.03		
集 R2-73	大館市岩瀬字杉子沢 1 番地 134	59／28		0.05		
集 R2-74	大館市岩瀬字平戸内尻 19 番地 34	75／15,16		0.20		
	大館市岩瀬字繫沢 50 番地	73／29		0.22		
集 R2-75	大館市山田字一通 51 番地	85／47		0.21		
	大館市山田字一通 53 番地 1	85／48		0.13		
	大館市山田字一通 54 番地	85／49		0.22		
	大館市山田字一通 55 番地	85／54		0.25		
	大館市山田字一通 105 番地	85／231		0.00		
	大館市山田字一通 107 番地 1	85／234		0.13		
	大館市山田字一通 155 番地 6	85／35		0.58		
	大館市山田字一通 155 番地 15	85／50		0.25		
	大館市山田字一通 155 番地 16	85／51		0.23		
	大館市山田字一通 155 番地 57	85／107		0.48		
	大館市山田字一通 155 番地 63	85／122		0.09		
	大館市山田字一通 155 番地 76	85／154		0.98		
	大館市山田字一通 155 番地 110	85／149		0.20		
	大館市山田字一通 155 番地 130	85／179		0.17		
大館市山田字一通 155 番地 162	85／242	0.93				

整理番号	所在・地番	林班／小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の終期	備考
集 R2-75	大館市山田字一通 155 番地 173	85／228	山林	0.20	2041.3.31	
	大館市山田字一通 155 番地 175	85／229		0.16		
	大館市山田字一通 155 番地 176	85／230,231		0.55		
	大館市山田字一通 155 番地 182	85／301		0.17		
	大館市山田字一通 155 番地 236	85／50		0.00		
	大館市山田字一通 155 番地 238	85／51		0.18		
	大館市山田字茂屋上冷水 55 番地	85／119		0.19		
	大館市山田字上赤萩沢 70 番地 4	90／59		0.32		
	大館市山田字上赤萩沢 70 番地 5	90／58		0.31		
	大館市山田字上赤萩沢 70 番地 39	90／20		0.17		
	大館市山田字上赤萩沢 70 番地 40	90／19		0.25		
集 R2-76	大館市山田字一通 155 番地 64	85／123		0.75		
集 R2-77	大館市山田字一通 65 番地	85／87		0.13		
	大館市山田字一通 155 番地 52	85／101		0.59		
	大館市山田字一通 155 番地 200	85／214		0.32		
集 R2-78	大館市山田字一通 155 番地 31	85／62	原野	0.20		
	大館市山田字一通 155 番地 116	85／135	山林	1.75		
集 R2-79	大館市山田字一通 155 番地 19	85／41		0.60		
	大館市山田字茂屋方下 61 番地 27	86／38		0.13		
集 R2-80	大館市岩瀬字大柳上野 3 番地 5	87／55		0.10		
	大館市岩瀬字杉子沢 1 番地 151	59／167		0.35		
	大館市岩瀬字杉子沢 1 番地 212	59／160		0.11		
	大館市岩瀬字杉子沢 1 番地 217	59／161		0.06		
	大館市岩瀬字杉子沢 1 番地 218	59／162	0.19			
	大館市岩瀬字杉子沢 1 番地 219	59／166	0.31			
	大館市岩瀬字杉子沢 1 番地 258	59／164	0.04			

## 2 縦覧場所

大館市産業部林政課及び大館市ホームページ

(ホームページリンク <https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/shinrin>)

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。